第2回委員会水需要管理WG(2002.7.8 開催)結果概要

庶務発信

開催日時:2002年7月8日(月) 10:10~12:40

場 所:ぱ・る・るプラザ京都 5階会議室 2

参加者数:

委 員:今本委員(リーダー)、荻野委員、寺川委員、小尻教授^{*}

*リーダーの要請により参加されている専門家

河川管理者:近畿地方整備局河川部(村井河川調査官、佐中課長補佐、北野建設専門官)

淀川ダム統合管理事務所(榎村所長、山岡課長、井上係長)

傍 聴 委 員:有馬委員、倉田委員、畚野委員、山本委員、渡辺委員

1 検討内容および決定事項

論点について

前回のWG(7/2)での説明、議論をもとに論点の整理が行われ、引き続き議論が行われた。また、WGの目標として、水需要管理のあるべき方向性を示すとともにどこまで具体的な内容についても言及できるかについて意見交換された。

<主な意見、論点>

- ・淀川水系の水量について、環境を考えた場合に淀川が供給できる量がすでに限界 に達しているとの認識が前提。これをどこまで定量的に示すことができるか。
- ・水需要管理の柱として、渇水時の節水とは異なる日常における「節水」の捉え方。
- ・河川管理者の範疇外である農業用水や慣行水利権等についての知識を深める必要がある。
- ・現在の水需要予測の問題点と整理すべき今後の課題。

河川管理者からの説明

河川管理者よりフルプラン(水資源開発基本計画)について、計画見直しの状況や 河川整備計画との関係について説明が行われ、その後、意見交換がおこなわれた。

<主な説明内容>

- ・フルプラン(水資源開発基本計画)の内容
- ・河川整備計画とフルプランとの関係(水需要予測に対する河川管理者の関わり等)
- ・河川管理と農業用水の関係・渇水調整等について

<主な意見、論点>

- ・水の利用に関する河川管理者の権限の範囲
- ・農業用水も含めた河川水の利用実態の把握状況

2 次回以降のスケジュール

次回WGでは自治体の農政のご担当者をお招きし、農業用水に関する実態をお教え頂く。また、寺川委員から情報提供(農業用水に関して)も行われる予定。

開催日は 8/5(月)15:00~を第一候補として、関係者の都合をお伺いした上で確 定する。

荻野委員より河川管理者に対して、同一日時における淀川水系の全ダムの放流量、 瀬田の洗堰の流量、各基準点の水位が分かる資料の提供が求められ、次回以降に提 出されることとなった。

今本リーダーより、WGは全て委員傍聴可とするので、委員には積極的に傍聴していただきたい旨の発言があった。

3 主な意見

<水需要の考え方>

- ・無駄をなくす、必要な水を効率的に使う。リスクに対する余裕量を確保するの3つの考え方を明確に分けて議論する必要がある。無駄、必要量、余裕がどれくらいかは人によって異なる。
- ・必要量を効率的に使うには、使用量の抑制(水洗トイレからオガクズのトイレへの移行など)、ソフト対応(節水意識の醸成)、社会全体の抑制(人口抑制など)の3つが大きくは考えられる。
- ・節水の手段として、水道料金の値上げが言われるが、まず、節水によって何を目指すのかを示すことが必要ではないか。河川の環境がここまで良くなるから水需要をここまで抑えるといったように、何がどうか変わるのか目標を明確に示し、国民的合意が得られれば新しい節水型社会の実現は可能である。でなければ水需要管理の形に結びついていかない。
- ・水需要管理でいう節水とは、河川からの取水量が限界であり、新たな水資源開発も期待できないとの認識を元に、限られた水量を環境に配慮した上でいかに配分するかということである。従来の渇水時の危機管理としての節水とは根本的に考え方が異なる。 法的には河川管理者には需要調整の権限はない。
- ・個人的には、丹生ダム建設の根拠となっている水需要予測を調査する中で、水需要の考 え方を変えるべきではないかとの思いが出てきた。
- ・それは従来の供給管理からの発想である。この流域委員会が目指すものは現在の水量を 限界とし、その中で配分するとの考え方である。
- ・従来の水需要の積み上げと水の使い方を変えるということは、現在の無駄を見直すということで、丹生ダムの話にもつながる部分があるのではないか。従来の集約的な積みあげ型の需要予測から全体的な目的を設定していくということである。システムをいつ見

直すかと需要の積み重ねをどう見るかをからめて考えていく必要がある。

- ・農水は周辺環境への効用もあり、田圃が減少したから即不要であるという議論にはならない。実態の把握を問題として取り上げていることを強調しておきたい。
- ・各河川の利水は限界をむかえている、今後は開発を抑制し、水需要構造を総点検し、水 資源供給施設の効率的操作管理を総点検するとともに、河川事業に住民の声が反映され る仕組みづくりが必要である。
- ・欧米では早くから環境をパラメーターにした水需要管理が行われてきているが、水源から遠い地域に居住する欧米と異なり、日本では氾濫源のなかに人が居住している。氾濫した水が到達するのに、日本で氾濫時に出水後仮に 4、5 時間で居住地に水が達するとすれば、欧米では 4、5 日もかかる。水文化の違いを正確に認識し、日本独自の治水、利水、環境を考えて行くことが重要である。
- ・最初から「ダムありき」、あるいは「ダムなし」といった考え方はすべきではない。今 後は環境面への配慮が不可欠であるが、客観的な事実に基づいた議論が行われなければ ならない。

<水の需給予測について>

- ・これまでの水需要の予測理論を過去のデータで計算し、検証する作業が必要ではないか。 これまでの予測は結果としてすべて過大評価であり、それが住民の予測に対する不信感 を生んだことは事実である。正確な予測をすることがまず必要である。
- ・水需要予測は人口、産業動態を元に市町村が予測し、府県がとりまとめる積みあげ型の 供給管理であった。各市町村の人口増や産業誘致の政策的意向が入り、全体として過大 な予測になる背景があった。旧建設省も指導をせず、放置したという側面もある。
- ・水需要予測は経済成長の予測とからむ。従来の水やエネルギー開発に変わって新しいパラダイムである環境やゆとりなど、30年前との違いをどのように評価するかが問題である。
- ・システムダイナミクスは現在にも通用する予測理論である。方法論を変えることで、環境など、今ある全ての要素を入れることは可能である。
- ・予測の考え方までは委員会で出すことは必要であるが、実現のための具体的な手法の開発などの作業は委員会では無理がある。河川管理者にまかせざるを得ない。
- ・水需要予測に関して、また、海外のダム廃止などの情報も誤って伝えられているので注 意して欲しい。これまでのやり方を全て否定することは弊害を伴う。必要なものと見直 すべきものの整理をおこなうことが重要である。

<水のリサイクル、節水等について>

- ・水供給が限界とすれば、新規の水開発として水のリサイクルを考えてほしい。新しい水 を供給するという水資源開発の概念を見直すべきである。また、水の種類によって料金 を変えるなど、水に対するコスト意識をもたせることも必要ではないか。
- ・水のリサイクルのためには、そのためのインフラ整備への投資を国民がどこまで受け入

れられるかという経済的な問題と、化学物質の含有など水質に対する感覚的な問題の両方が関わってくる。

- ・これまで行政は大規模な事業には熱心で、個人住宅での雨水の再利用などの中水道の利用には不熱心との印象がある。流域委員会のこれらの提案の実現の可能性があるのか心配である。
- ・法的に整備されていないことに対しては是非、河川管理者に変わって、流域委員会で取り上げなければならない。すぐに実現できなくとも志は高くかかげることが大切である。
- ・ニュータウンなどで町全体を透水性にし、地下水の涵養を行ったり、各戸に雨水利用の 補助をするなどリサイクルへの試験的なとりくみを実施し、1つのモデルケース成功例 ができれば効果が期待できる。
- <河川管理者からの主な説明内容>

河川管理者よりフルプランの概要と河川整備計画との関連について説明が行われた。

・フルプランとは

水資源開発促進法により、フルプラン(水資源開発基本計画)の決定が行われる。原 案作成(国土交通省土地・水資源局水資源部)の後、関係行政機関の長との協議、国土 審議会水資源開発分科会(淀川部会)、関係都道府県知事への意見照会を経て閣議決定 し、国道交通大臣が決定する。

- ・フルプラン(水資源開発基本計画)の内容
 - 1)水の用途別(水道水、工業用水、農業)の需要見通し及び供給の目標 事業者と関係法令

市町村:水道法(主務大臣 厚生労働大臣)、地方公共団体等:工業用水道事業法(主務大臣 経済産業大臣)、土地改良法:農業用水(主務大臣 農林水産大臣)

- 2)供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- 3) その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

需給:新たな水需要の充足、河川からの不安定な取水の安定化等

水利用の合理化:漏水の防止、回収率の向上等の促進、浪費的な使用の抑制による 節水。経済、産業構造の変化に対応した既存水利の有効適切な利 用(農業用水合理事業等)。

渇水対策の必要性:異常渇水対策の確立等

・河川法との関連

河川法では取水の許可(水利用の実効性、水源の有無、許可の期間・内容)を行う。 河川を通しての取水については河川法と関連が出てくる。また、渇水時には関係利水 者などと渇水調整会議を開催し、調整のための情報提供などを行う。 河川管理者との意見交換(:河川管理者)

- ・流域委員会が水需要管理を提言しても何もできないということか。 河川管理者には水需要そのものに対しては権限がない。ただ、事業主体に対しての一 種の啓発とはなる。事業者に対して説得力をもつ根拠が必要である。
- ・慣行水利権の実態は把握しているのか。 許可水利権については土地改良区からの報告による。慣行水利権については全く把握 していない。
- ・河川管理者の直轄管理区間から取水されるのであれば、取水量を把握すべきではない のか。また、慣行水利権者にも報告の義務があると思う。
 - 慣行水利権は河川法制定以前から存在しており、既得権の侵害との抵抗が強いことから取水量の変更の申し出がない限りは河川管理者から取水量を聞くことはない。技術的には、取水量を測定するのに各水路に測定器の設置が必要であり、実現可能性の問題かと思う。また、その水路がどこの管轄であるかという問題もある。
- ・慣行水利権よりも実際の取水が少ない場合、余分の水をダムから放流することになり、 海に流れてしまうことは無駄ではないか。
 - 利水基準点を目指して放流しており、無駄に海に流れることはない。農水は結果的には河川に戻ってくるため、河川流量に影響を与えていない。水需要予測についても現況からの変化(差分)で行っており、許可水利権と実態との乖離があったとしてもその割合が変わらない限り、将来の河川施設整備の結果は変わらない。
- ・河川の水の最大取水者は農業である。渇水流量を管理する上でその部分を把握しなければ何も言えない。慣行水利権の見直しを目的とするものではなく、実態を把握することが目的である。
- ・流域委員会の答申はフルプランにどう関連することになるのか。 河川管理者は需給計画には関係ないが、利水者である事業主体の需要予測に明らかな 問題があれば、多目的ダムの整備主体として、疑義を唱えることはできる。河川管理 者と事業者が価値観を共有できていれば問題ないが、大きく背反した場合に、河川管 理者側が出来ることは、「淀川からの取水の上限はこれだけです」、という供給制限 である。淀川の水は限界であるとの根拠を価値観に関係なく、テクニカルに出せれば 議論できるのではないか。
- ・これまでの治水、利水に環境が加わることで、環境のための新たな水が必要となった。 新規の水資源開発が難しいことから、現在の需要の洗い直しが必要である。環境のた めの水量がどれくらいか環境の専門家は他の人間を納得させるようなものを出して もらいたい。流域委員会としては方向性を示し、実現の方法は河川管理者が努力する ということではないか。
- ・テクニカルには、マネジメントと学問的なものがある、学問的に最新技術などのアド バイスを行っていくことは流域委員会でやっていくべきではないか。

- ・示された方法について、チェックするのが流域委員会の努めである。そのために学識 経験者がメンバーに入っている。学識経験者は通訳であるとともに、提案者でもなけ ればならない。
- ・慣行水利権者には、話し合いの土俵に上がってもらうだけでも意義がある。
- ・流域委員会の答申で劇的な変化が起こるわけでないが、河川管理者に権限がなかった ことに対しても、今後責任をもって関わっていくべきとの立場から、慣行水利権の実 態把握など風穴をあけていきたい。住民の支持を得られるようなものでないといけな い。

説明および発言内容については、随時変更する可能性があります。